

OMIC Food Safety Newsletter No. 503 April 24, 2020

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス（日本の厚生労働省からの情報）

1. 最近の検査命令における実施項目 (2020年4月中旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
4/13	ベトナム産 きだちとうがらし	プロピコナゾール	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000621438.pdf (基準値 0.01 mg/kg - ppm)

2. タイ製品の輸入違反事例 (2020年4月上旬～中旬)

日付	品名	違反内容	基準	検査の種類
4/1	野草加工品及び香辛料：と うがらし	アフラトキシン 26 μ g/kg (B1: 25.5 μ g/kg) 検出	10 μ g/kg 以下	検査命令
4/1	生食用冷凍鮮魚介類： やりいか	成分規格不適合 (大腸菌群 陽性)	陰性	モニタリング 検査
4/1	揚げ豆類	指定外添加物 (TBHQ 1 μ g/g 検出 使用)	不検出	自主検査
4/12	調味料 (TOPP RICE CONGEE CHICKEN MUSHROOM FLAVOUR) (即席がゆ付属調味料)	使用基準不適合 (ブチルヒドロキシアニソール 1.0 g/kg 使用) (原材料中のパ ーム油に対して使用)	0.2g/kg 以下	行政検査

★ 消費者庁 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示の運用について

日本の消費者庁は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が国内外の食料品のサプライチェーンに深刻な影響を及ぼしつつあることを受け、一般消費者の需要に即した食品の生産体制を確保する観点から、農林水産省及び厚生労働省と連名で、健康被害を防止することが重要なアレルギー表示や消費期限等を除き、食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準の規定を弾力的に運用する旨を、令和2年4月10日に関係機関に通知しました。今回の運用は、食品の生産及び流通の円滑化を図るために講じるものであり、消費者を欺瞞(ぎまん)するような悪質な違反に対しては、これまでどおり厳正な取締りを行うとしています。また、製造所等及び製造所固有記号の表示についても、食品による健康危害が発生した際に、速やかに調査を実施する上で重要な情報であるものの、食品表示基準運用通知の運用期間中においては、特例として所定の届出様式を用いて届け出ることにより、実際の製造所等と容器包装に表示された製造所等が異なることとなっても差し支えないこととする旨、同日に通知しています。

同様に米トレーサビリティ法についても、商品の容器又は包装の表記と実際に使用されている原材料の産地に齟齬がある場合であっても、一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により当該商品の適正な産地に係る適時適切な情報伝達がなされている場合に限り、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)第8条の規定を弾力的に運用する旨、同日に通知しています。

消費者庁

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019558/>

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019590/>

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019585/>

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No. 504の発行は、2020年5月15日とさせていただきます。

発行者： 海外貨物検査株式会社 バンコク支店 <http://omicbangkok.com/>

問合せ： (タイ語) kongsak@omicnet.com (日本語) lab.th@omicnet.com

ニュースレターバックナンバー： (タイ語) <http://omicbangkok.com/th/downloads>

(日本語) <http://omicbangkok.com/en/downloads>

食の安全ウェブサイト： (日本語) <http://www.omicfoodsafety.com/>

(英語) http://www.omicfoodsafety.com/html_eng/